

茨城県立佐和高等学校生徒会選挙規則

第1章 生徒会役員の選挙

第1条 生徒会役員選挙は原則として9月（後期役員選出）と2月（次年度役員選出）に行う。

ただし、都合で3月実施の場合は、1・2年生のみで実施する。

第2条 会員は会長、副会長、書記、会計のそれぞれに立候補することができる。その資格は本校在籍1か月以上の者とする。

第3条 選挙管理委員会は、選挙期日の2週間前に選挙告示を行わなければならない。

第4条 立候補者の手続き及び告示は次のとおりとする。

1 立候補者は、責任者1名に推薦人10名以上の署名を添えて、選挙期日の10日前までに選挙管理委員会に届け出る。責任者は立候補者1名についてのみ、責任者になることができる。推薦は、同一役務の立候補者について1名に限られる。

2 選挙管理委員会は、選挙期日7日前に立候補受付を締め切り、ただちに立候補者を告示する。

第5条 選挙運動期間は、選挙管理委員会の立候補者告示の日から投票日の前日までを原則とする。

第6条 選挙運動の方法は、選挙管理委員会の指示に従い、立会演説会・ポスター掲示及び放送によるものとする。

第7条 立会演説会の実施計画、選挙用ポスターの規格・枚数掲示場所は選挙管理委員会が決定する。

第8条 投票は投票用紙を用い無記名投票により、当日出席の全会員が一斉に行う。

第9条 開票は選挙管理委員会と立会人（立候補者並びに責任者を除く会員の中から各学年1名を評議員の中から推薦）とによって顧問立会の上で即日行う。

第10条 選挙管理委員会の定めた方法によらない投票は無効とする。

第11条 当選者は有効投票の最高数を得た者から順次に決定し、得票同数の場合は、開票の3日以内に決選投票を行う。

第12条 立候補者が定数又は各役務の定員に満たない場合は、その者を当選者として、欠員は評議員の中から（議長団を除く）推薦により選出する。

第13条 選挙管理委員会は、選挙の結果を校長に報告し、承認を受ける。

第2章 議長団の選出

第14条 議長団の選出は、前期、後期はじめの評議会において、ホーム・ルーム代表の中から議長1名、副議長2名を選出する。ただし後期における3年生のホーム・ルーム代表は除外する。

第15条 議長団の選出は、出席評議員の過半数の承認を必要とする。

第3章 ホーム・ルーム委員会役員の選出

第16条 前期、後期はじめに、各ホーム・ルームから選出された委員の中から委員長、副委員長、書記を各1名互選により選出する。

第4章 部活動運営委員会の選出

第17条 前期、後期はじめに各部・同好会より選出された部長及び同好会代表が運営委員を構成し、互選により委員長、副委員長、書記を1名選出する。

第5章 常任委員の選出

第18条 常任委員の選出は、前期、後期、各ホーム・ルームごとに生徒会会則第35条によって選出する。

第19条 常任委員会の委員長、副委員長、書記各1名の選出は、前期、後期はじめの委員会において互選する。

第6章 特別委員会委員の選出

第20条 特別委員の選出については委員会設置を決定する評議会において決める。

第21条 原則として、各ホーム・ルームにおいて1名以上の委員を選出し、委員長、副委員長、書記、会計を各1名互選する。

第7章 ホーム・ルーム役員選出

第22条 役員は、各ホーム・ルームにおいて選出する。

第23条 立候補は、役務別代表、副代表、書記、会計とする。

第24条 立候補者が定員に満たない場合は、推薦による候補者の中から選出する。

第25条 投票は無記名とし、役務別候補者の中から選出する。

第26条 開票は担任立会のもとに行う。

第27条 当選は、得票の多数をもって決定し、得票の等しい場合は、決選投票による。

第28条 立候補者が定員と同数の場合は、信任投票による。

第8章 部・同好会役員選出

第29条 各部・同好会は、部長、副部長、書記、会計の役員4名を選出し、その任期は1年とする。

第9章 選挙管理委員の選出

第30条 選挙管理委員は各ホーム・ルームにおいて1名選出する。

第31条 選挙管理委員会の委員長1名、副委員長2名、書記1名は、年度はじめに選出する。

第10章 監査委員の選出

第32条 監査委員の選出は、前期のホーム・ルーム委員会においてホーム・ルーム代表の中から、委員長、副委員長をそれぞれ1名、委員2名を選出する。

付 記：部活動委員長、副委員長の選出にあたっては、文化部・運動部のいずれか一方にかたよらない。